一般送配電事業における行為規制の遵守に関する規程

2026年 3月 1日

四国電力送配電株式会社

（目的）

第１条　　この規程は、電気事業法および同法施行規則等の趣旨に則り、当社が遵守すべき行為規制の基本項目を定め、一般送配電事業の中立性および公平性を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　　この規程における用語を次のとおり定義する。

（１）「特定関係事業者」とは、次の者をいう。
① 四国電力株式会社（以下、四国電力という）
② 四国電力の子会社のうち小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業を営む者
③ ②の経営を実質的に支配していると認められる者

（２）「役職員」とは、当社の取締役、従業員等、会社の業務に従事する者すべてをいう。

（３）「非公開情報」とは、託送供給等業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。

（４）「送配電等業務」とは、託送供給等業務その他の変電、送電および配電に係る業務をいう。

（５）「特定送配電等業務」とは、以下に掲げるいずれかの業務をいう。
① 非公開情報を入手することができる業務
② 送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るもの

（６）「託送供給等業務」とは、託送供給および電力量調整供給の業務をいう。

（７）「託送供給等に関する情報」とは、託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報および電気の使用者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報をいう。

（８）「再エネ供給業務」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項または第二条の七第一項に規定する特定契約または一時調達契約に基づき調達する同法第二条一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務をいう。

（９）「特殊の関係のある者」とは、当社を除き、特定関係事業者の子会社、関連会社および特定関係事業者の主要株主基準値（20%）以上の議決権の保有者をいう。

（取締役の兼職の制限）

第３条　　当社の取締役は、特定関係事業者の取締役または従業員を兼職してはならない。ただし、本条各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（１）当社において、以下に掲げる措置をいずれも講じている場合

①　兼職者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置

②　兼職者が送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置

（２）特定関係事業者において、兼職者が、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

（従業員の兼職の制限）

第４条　　当社は、特定関係事業者の従業員のうち、次のいずれかに該当するものを、特定送配電等業務に従事させない。

（１）小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの

（２）小売供給契約に関する業務を行う部門において、需要家に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（（１）に該当するものを除く。）

（３）電源開発についての計画の策定に関する業務を行う部門において、当該計画に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（（１）に該当するものを除く。）

（４）小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に係る電力の取引に関する業務を行う部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（（１）および（２）に該当するものを除く。）

（５）小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者の経営を実質的に支配していると認められる特定関係事業者において、当該小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者の経営管理に係る業務運営に関する重要な決定に参画する管理的地位にあるもの

（兼職を行う場合の公表等）

第５条　　当社は、特定関係事業者との間において、取締役または従業員を兼職する場合には、事前に次のような事項を電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、公表する。

（１）兼職者の業務内容、役職名、兼職の必要性

（２）当該兼職によって中立性阻害行為が発生しないと考える根拠

（３）当該兼職による中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況

（人事異動の扱い）

第６条　　当社の取締役は、退任後一定期間（２年程度）を経過せずに、特定関係事業者の取締役または電力小売業務、電力取引業務、電源開発計画の策定業務もしくは特定卸供給業務を行う個所に異動してはならない。

２　　当社の従業員は、託送供給等業務に関連する他の電気供給事業者との情報連絡窓口および基幹系統計画の策定業務を行う個所から、特定関係事業者の取締役または電力小売業務、電力取引業務、電源開発計画の策定業務もしくは特定卸供給業務を行う個所へ直接異動してはならない。

（情報の目的外利用の禁止）

第７条　　役職員は、託送供給等に関する情報を当該業務および再エネ供給業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、または提供する行為を行ってはならない。

（情報の伝達規制等）

第８条　　託送供給等業務に従事する役職員は、託送供給等に関する情報を託送供給等業務に従事しない役職員に伝達してはならない。ただし、法令上提出が義務付けられている情報や考査・監査業務に必要な情報のほか、託送供給等業務遂行上の必要により伝達せざるを得ない情報はこの限りではない。

２　　託送供給等業務に従事する役職員は、人事異動によりその職務を離れた後も、前項に則り、託送供給等に関する情報を適正に取扱わなければならない。

（情報連絡窓口および情報の適正管理）

第９条　　託送供給等業務に関連する他の電気供給事業者との情報連絡窓口は、ネットワークサービスセンターおよび中央給電指令所とし、その際得た情報については情報連絡窓口にて管理する。

２　　情報連絡窓口から、託送供給等業務を遂行する上で必要な情報を関係部署および特定関係事業者に伝達する際は、他の電気供給事業者ならびに関連する発電者および需要者の名称を符号化する等の措置を講じる。ただし、工事実施や系統運用等を行う上で、やむを得ない場合はこの限りではない。

３　　託送供給等業務を行う各部署においては、託送供給等に関する情報の取扱いに関する責任者を設置し、情報の適正な取扱いに万全を期す。

（業務制限・連携業務）

第10条　当社は、特定関係事業者の業務を原則行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合には、特定関係事業者と連携して復旧対応に当たることができる。

２　前項のほか、送配電等業務の過度の硬直化・非効率化を招かないよう連携して業務を行う必要がある場合は、電気事業法で禁止される行為に該当しないことを確認したうえで実施することができる。

（系統運用や系統情報の開示・周知等に関する社内ルールの遵守）

第11条　役職員は、特定関係事業者と他の電気供給事業者との公平性を確保するため、電力広域的運営推進機関が策定した「送配電等業務指針」ならびに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」および「系統情報の公表の考え方」に則り作成・公表する「設備形成」、「系統アクセス」、「系統運用」および「情報公表」に関する社内ルールを遵守しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第12条　役職員は、送配電等業務に関して、特定の電気供給事業者に対して、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、もしくは不利益を与える行為を行ってはならない。

（商号・商標の適正な取扱い）

第13条　当社は、特定関係事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いない。ただし、容易に視認できない場所に刻印等する場合については、この限りではない。

２　当社は、特定関係事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いない。ただし、当社独自の商標と併せて用いる場合、または、容易に視認できない場所に刻印等する場合については、この限りではない。

（広告、宣伝、その他の営業行為の適正な実施）

第14条　当社は、特定関係事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行わない。

（グループ内取引の適正な実施）

第15条　当社は、通常の取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、特定関係事業者および特殊の関係のある者と取引を行わない。

（業務委託の取扱い）

第16条　当社は、送配電等業務を特定関係事業者または特定関係事業者の子会社に委託しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

（１） 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合

（２） 受託者が当社の子会社である場合

（３） 次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

① 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合

② 小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼしえる業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託する場合

③ 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合

（最終保障供給の業務委託の取扱い）

第17条　当社は、最終保障供給の業務を公募することなく特定関係事業者へ委託しない。ただし、災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託としてする場合はこの限りでない。

（業務受託の取扱い）

第18条　当社は、特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者からその営む小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の業務を受託しない。ただし、次に掲げる電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合はこの限りではない。

（１） 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合

（２） 業務を受託するか否かの判断および受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、もしくは不利益を与えることができるものではない場合

２　前項の受託を行う場合、当社は、委託に応じ実施することが可能な業務の概要を公表し、委託を希望するその他事業者からも、合理的な範囲でその業務を受託し、実施する。

（物理的隔絶）

第19条　当社の執務室については、特定関係事業者の執務室と物理的に隔絶し、入室制限を行う。

（非公開情報の管理の用に供するシステムの構築等）

第20条　当社は、非公開情報の管理の用に供するシステムを構築する場合、次に掲げる要件を満たすものを構築する。

（１）必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、または提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること

（２）当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容および当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを５年間保存するものであること

（３）　（２）において保存された記録について、（１）において特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを定期的に確認することができるものであること

２　当社は、非公開情報の管理の用に供するシステムを、特定関係事業者と共用しないよう構築する。ただし、次に掲げるシステムであって、託送供給等業務ならびに再エネ供給業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであることが確保されたものを特定関係事業者と共用することについては、この限りでない。

（１）非公開情報のうち当該一般送配電事業者の特定関係事業者以外の小売電気事業者の小売供給の相手方に関する情報及び電力の売買取引に関する情報を保有するシステムでないシステム

（２）令和６年４月１日時点において、特定関係事業者と共用しないものとするための措置を完了していないシステムであって、当該措置を適切に完了するために必要と認められる期間を経過していないもの

３　第１項（２）において保存された記録について、同項（１）において特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを定期的に確認する。

（管理部門および委員会の設置）

第21条　当社は、従業員が託送供給等業務その他一般送配電事業の業務を実施するに当たり、遵守すべき規程類の整備その他の当該従業員が当該業務を実施するに当たり法令等に適合しない行為または電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を行わないようにするための必要な措置を実施する管理部門、委員会その他の組織を設置し、当該規程類の整備その他必要な措置を実施する。

（情報の取扱いに関する教育）

第22条　当社は、託送供給等業務に関して知り得た情報その他一般送配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、役職員に対し必要な教育を行う。

（情報管理責任者の設置）

第23条　当社は、託送供給等業務に関して知り得た情報その他一般送配電事業の業務に関する情報の管理責任者（以下、情報管理責任者）を設置し、当該情報を管理させる。

２　前項に定める情報管理責任者は、社長とする。

（取引および連絡調整の経緯等の記録・保存）

第24条　当社は、託送供給等業務について、当社と小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者との取引および連絡調整の経緯およびその内容を記録し、これを５年間保存する。ただし、その取引および連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りではない。

（法令遵守責任者の設置）

第25条　当社は、法令等を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下、法令遵守責任者）を設置し、託送供給等業務その他一般送配電事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程および計画を整備・運用し、業務執行状況の監視を行う。

２　前項に定める法令遵守責任者は、社長とする。

（監視部門の配置）

第26条　考査部は、監視部門として、託送供給等業務その他一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いおよび法令等の遵守状況を監視し、その結果を取締役会に報告する。

（体制の整備）

第27条　当社は、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の不適正な利用若しくは提供がなされたこと、または託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務において法令等に適合しない行為若しくは電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する業務の運営がなされたことを早期に発見し、必要な調査および適正な対処を行う体制を整備する。